

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	矢巾町
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.yahaba.iwate.jp/docs/2016020800481/">http://www.town.yahaba.iwate.jp/docs/2016020800481/</a>

執行機関名 矢巾町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭の親子等及び寡婦等に対する医療費給付に関する事務であつて規則で定めるもの(寡婦)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年矢巾町条例第33号) 別表第1 第2の項 子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭の親子等及び寡婦等に対する医療費給付に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法第1条	矢巾町寡婦医療費給付要綱(平成15年矢巾町告示第57号)第1
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	この告示は、寡婦に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、心身の健康を保持するとともに、福祉の増進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		矢巾町寡婦医療費給付要綱(平成15年矢巾町告示第57号)